

東京医科大学内部質保証規程

令和2年5月26日制定

(目的)

第1条 東京医科大学（以下、「大学」という。）は、教育理念、教育研究上の目的を実現するため、内部質保証の方針に基づいて、教育研究における質の保証とその向上に資する活動を継続して推進するとともに、その取り組みを公表する。

2 この規程は、前号に定める目的を推進するために必要な事項を定めるものである。

(恒常的質保証への努力)

第2条 大学を構成するすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、それぞれの業務と役割について、自律的・継続的に自己点検・評価及び改善を行い、質の保証とその向上に努めなければならない。

(自己点検・評価活動の実施)

第3条 大学を構成するすべての組織と教職員は、内部質保証の方針及び手続きに基づき、次の各号に掲げる事項について、毎年度、自己点検・評価を行うものとする。

- (1) 教育研究及び業務の質向上に関する目標の設定
- (2) 前号に定める目標の達成に向けた取り組み
- (3) 前2号に定める事項に関する現状分析
- (4) 前号に定める現状分析の結果を踏まえた改善方策の策定及びその実施
- (5) 前各号に定める事項に関する報告及び公表

(内部質保証の推進体制)

第4条 大学は、第1条第1項に定める目的を達成するため、学長の下に東京医科大学内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を置く。

2 全学的観点から自己点検・評価を推進するため、推進委員会に自己点検・評価委員会を置く。

3 大学の学科・研究科、その他の領域の活動と業務に関する自己点検・評価を実施するため、別表1に記載の9領域と自己点検・評価委員会とを繋ぐ組織として、領域のプロジェクトチーム（以下「領域PT」という。）を置く。

4 内部質保証の客観性を担保するため、学長の下に第三者評価機関として、内部質保証外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）を置く。

(推進委員会の責務及び役割)

第5条 推進委員会は、大学における内部質保証の推進について責任を負い、自己点検・評価委員会及び領域PTを統括して、大学全体の内部質保証システムを有効に機能させるための役割を担うものとする。

2 推進委員会は、大学における内部質保証の推進に関する責任と役割を果たすため、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 内部質保証に関する施策、自己点検・評価の実施に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価活動の実施に関する事項
- (2) 教学マネジメントに係る目標及び計画の策定に関する事項
- (3) 自己点検・評価の検証と評価結果を踏まえた次年度の行動計画及び改善方策等に関する

事項

(4) 外部評価委員会による第三者評価の実施に関する事項

(5) 認証評価の受審に関する事項

(6) 前5号に定める事項に係る情報の公開に関する事項

(7) 前各号に定めるもののほか、推進委員会が必要と認めた事項

3 推進委員会は、自己点検・評価委員会の自己点検・評価結果を全学的観点から検証し、領域PTへ改善を指示するとともに、助言や支援を行うものとする。

4 推進委員会は、文部科学省、厚生労働省等の行政機関、認証評価機関等からの指摘事項について、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

5 推進委員会は、外部評価委員会からの指摘事項について、適切に対処する。

6 推進委員会は、前4項に定める事項に係る決定及び対応措置について、学長へ報告し、又は提言する。

(推進委員会の構成)

第6条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員（以下、「推進委員」という。）をもって構成する。

(1) 副学長（(機関長)：医学科長、看護学科長、研究科長）

(2) 常務理事（総務担当）

(3) 事務局長

(4) 教育部の長

(5) その他、学長が必要と認めた者 若干名

2 推進委員の任期は、学長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第7条 推進委員会に、委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長は、副学長の中から学長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表して、その業務を統括し、執行する。

4 副委員長は、推進委員会に諮り、委員長がこれを指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

(推進委員会の会議)

第8条 推進委員会の会議（以下、「推進会議」という。）は、必要に応じて、委員長がこれを招集し、議長を務める。

2 前項に定めるほか、次の各号に該当する場合には、委員長は、推進会議を招集しなければならない。

(1) 副委員長から推進会議開催の求めがあったとき。

(2) 第6条各号に定める推進委員の2分の1以上の者から推進会議開催の求めがあったとき。

3 推進委員会が必要と認めるときは、推進委員以外の者を推進会議へ出席させることができる。

4 推進会議は、その構成員の3分の2以上の者の出席をもって成立し、その議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

(自己点検・評価委員会の職務)

第9条 自己点検・評価委員会は、推進委員会が定めた基本事項に基づき、領域PTが作成した点検・評価報告書をもとに、全学的観点から自己点検・評価報告書を作成して推進委員会へ

報告する。

- 2 第三者評価及び認証評価の指摘事項に対する見解を作成し、推進委員会へ報告する。
- 3 自己点検・評価委員会の運営等に関し必要な事項については、別にこれを定める。

(自己点検・評価委員会の構成)

第 10 条 自己点検・評価委員会は、推進委員を除く次の各号に掲げる委員(以下、「点検評価委員」という。)をもって構成する。

- (1) 学長が指名する教育職員 2名以内
- (2) 教授会代表者会議構成員から互選された者 4名
- (3) 教育 IR センター長
- (4) 事務局長が指名する事務職員 2名以内
- (5) その他、学長が必要と認めた者 若干名
- (6) その他、自己点検・評価委員会が必要と認めた者 若干名

- 2 点検評価委員の任期は、学長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 自己点検・評価委員会の委員長は、副学長補から学長が指名する。
- 4 点検評価委員は、推進委員会の委員長が、推進委員会の議を経て、これを委嘱する。
- 5 自己点検・評価委員長は、自己点検・評価委員会を代表して、その業務を統括し、掌理する。
- 6 自己点検・評価委員長は、自己点検・評価委員会の会議(以下、「自己点検会議」という。)を招集し、その議長を務める。
- 7 自己点検会議は、その構成員の3分の2以上の者の出席をもって成立し、その議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。

(領域 P T)

第 11 条 領域 P T は、推進委員会が定めた基本事項に基づき、当該領域の自己点検・評価を実施する。また、自己点検・評価結果に対して、推進委員会から助言、改善の指示があった場合は、適切に対応する。

- 2 領域 P T の各部門長は、推進委員会の委員長がこれを指名する。
- 3 領域 P T は、自己点検・評価の経過及び結果について、毎年、自己点検・評価委員会へ報告書を提出する。
- 4 領域 P T の委員は、当該領域に関係する教職員とし、その構成、運営等について必要な事項は、各領域において、これを定めるものとする。

(外部評価委員会)

第 12 条 外部評価委員会は、内部質保証システムの有効性並びに点検・評価の客観性及び妥当性の検証を行い、学長に検証結果報告書を提出する。

- 2 外部評価委員会は、前項に定める職務を遂行するため、次の各号に掲げる者のうちから、大学等の運営に関し広くかつ高い見識を有する者により組織する。
 - (1) 大学等の教育機関の教職員又は学識経験者
 - (2) 学外の有識者
 - (3) 本学を卒業した者又は本学大学院を修了した者であって、現在、本学に所属しない者
 - (4) 前各号に定める者のほか、教育研究等に関し広くかつ高い見識を有する者
- 3 外部評価委員会の委員は、学長がこれを委嘱する。
- 4 外部評価委員会の委員の任期は、学長の任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 外部評価委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長及び副委員長は、学長がこれを指名する。
- 7 外部評価委員会は、外部評価委員会の委員長がこれを招集し、その議長を務める。
- 8 外部評価委員会が必要と認めるときは、推進委員会及び自己点検・評価委員会、領域PTの委員に外部評価委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 外部評価委員会の運営等に関し必要な事項については、外部評価委員会の委員長の意見を聞いて、推進委員会の委員長がこれを定める。

(改善措置)

- 第 13 条 推進委員会の委員長は、自己点検・評価報告書による指摘について、改善が必要であると認められる事項に関して速やかに、有効かつ具体的な措置を講じなければならない。
- 2 学長は、推進委員会の自己点検・評価報告書の検証結果について、改善が必要であると認められる場合には、推進委員会へ改善の指示をしなければならない。
 - 3 学長は、外部評価委員会の提言からの指摘について、改善が必要であると認められる事項に関して、推進委員会に改善の指示をしなければならない。
 - 4 学長は、内部質保証の状況を理事会に報告する。
 - 5 理事会は、学長からの報告を受け、第2項及び第3項に定める改善措置が不十分であると判断したときには、適切な措置を講じるよう学長に対し勧告するものとする。

(報告と情報公開)

- 第 14 条 学長は、法令に定められた教育情報及び財務関係書類とともに、内部質保証の自己点検・評価の結果及び外部評価委員会の評価結果を理事会へ報告したうえで、学外へ公表し、社会への説明責任を果たすものとする。

(主管部署)

- 第 15 条 推進委員会の事務を含む内部質保証に係る事務は、別段の定めがある場合を除き、大学総務部総務課がこれを掌る。

(細則等の制定)

- 第 16 条 この規程を施行するにあたって必要な細則等は、推進委員会の議を経て、学長がこれを定める。

(規程の改廃)

- 第 17 条 この規程の改廃は、推進委員会の委員長からの提案を受けて学長がこれを行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年5月26日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 「東京医科大学自己点検・評価委員会規程」および「東京医科大学自己点検・評価第三者小委員会規程」は、この規程の施行をもって廃止する。

別表 1

